

養育医療給付に係る自己負担金に関する手続きについて

【令和7年4月診療分以降】（委任状提出有り）

※委任状の提出をもって、子ども医療費給付事業等で充当処理されるため子ども医療費給付金支給申請等の手続きが不要となります。

①保護者が委任状を薩摩川内市（市民健康課）に新規申請時に提出します。



②薩摩川内市（市民健康課）が審査支払機関に支払った額の範囲内で、保護者の所得に応じ養育医療給付に係る自己負担金（未熟児養育医療負担金）を確定します。



③委任状の提出をもって、薩摩川内市（市民健康課）が子ども医療費給付金等の申請及び受領の手続きの代行を受任します。



④薩摩川内市（子育て支援課又は障害福祉課）が子ども医療費給付金等を未熟児養育医療負担金に充当します。

【令和7年3月診療分まで】

※自己負担金を一旦本市に納入していただき、申請によりその同額が子ども医療費給付事業等からの償還払いとなります。

①薩摩川内市（市民健康課）が審査支払機関に支払った額の範囲内で、保護者の所得に応じ養育医療給付に係る自己負担金（未熟児養育医療負担金）を確定し、保護者に通知します。



②薩摩川内市（市民健康課）が納付通知書を保護者に発送します。



③保護者が未熟児養育医療負担金を金融機関にて納付します。



④保護者が薩摩川内市（子育て支援課又は障害福祉課）へ子ども医療費給付金等の申請をし、受領します。